

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

市では、令和6年度～8年度を計画期間とする「第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。そこで、皆さんのご意見を反映するため、策定委員会の委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住で、平日昼間の会議(令和5年度は年6回程度)に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。

- (1)応募日現在、既に本市の審議会などの委員に就いている方
- (2)前回計画策定委員会の委員
- (3)市職員および市議会議員

▶**募集人数** 【65歳以上の方】(令和5年4月1日現在、第1号被保険者)…1人

【40歳以上65歳未満の方】(令和5年4月1日現在、第2号被保険者)…1人

▶**任期** 令和8年5月末日まで

▶**応募方法** 住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、電話番号、応募理由を記入した書類(様式自由)を4月3日(月)(必着)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課

▶**選考方法** 応募者多数の場合は、抽選により決定※日時は後日連絡します。

▶**問い合わせ** 同課介護保険グループ(内線277)

3月1日から行田市出産・子育て応援事業を開始します

妊娠・出産・育児を通じた切れ目のない相談支援の対応と併せて、出産応援給付金・子育て応援給付金を支給します。

出産応援給付金

▶**対象** 次のいずれも該当する方

- ・3月1日以降に妊娠届を提出した際に助産師などによる面談を行った妊婦
- ・申請時点で本市に住所を有する方

▶**支給金額** 妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金

▶**対象** 次のいずれも該当する方

- ・3月1日以降に出生届を提出し、助産師などが自宅を訪問し面談を行った児童を養育する方
- ・申請時点で本市に住所を有する方

▶**支給金額** 子ども1人につき5万円※双胎の場合は10万円

経過措置

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出産した方

▶**支給金額** 妊婦1人につき5万円および子ども1人につき5万円
※子ども1人出産の場合は10万円、双胎の場合は15万円

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠届を提出した方(未出産の方)

▶**支給金額** 妊婦1人につき5万円

なお、令和4年4月1日以降に妊娠・出産した方には、順次ご案内を送付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** 健康づくり課☎553-0053



不妊治療費助成事業が変わります

令和4年4月1日から不妊治療費の保険適用が開始となったことに伴い、現行の「行田市不妊治療費助成金支給事業」を3月31日に廃止し、令和4年4月1日以降に開始した治療に対して「行田市早期不妊治療費助成事業」および「行田市保険適用外不妊治療費助成事業」を新たに開始します。対象となる方など詳細は、市ホームページをご覧ください。



早期不妊治療費助成

廃止となる行田市不妊治療費助成金支給事業に関する申請について

- ①令和4年3月31日までに不妊治療が終了し、埼玉県不妊治療費助成事業の申請が通っているもの
 - ②令和3～4年度に年度を跨いで行った治療で、埼玉県不妊治療費助成事業の申請が通っているもの
- ①、②については、令和5年3月31日(必着)までに健康づくり課へ申請を行ってください。



保険適用外不妊治療費助成

| | 行田市早期不妊治療費助成事業 | 行田市保険適用外不妊治療費助成事業 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 対象 | ①治療開始時の妻の年齢が35歳未満 ②医療保険適用となる不妊治療を行った夫婦(事実婚を含む) | 医療保険適用外となる不妊治療を行った夫婦(事実婚を含む) |
| 対象治療 | 保険診療として実施した生殖補助医療のうち「体外受精治療」または「顕微授精治療」および男性不妊治療のうち「精巣内精子採取術」を含む治療 | 保険適用外として実施した治療 |
| 助成額 | 助成対象となる不妊治療に要する自己負担額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)※上限10万円 | |
| 助成回数 | 夫婦一組につき1回 | |
| 申請期限 | 治療終了日(医師が治療を終了したことを判断した日)から1年を経過した日まで | 治療終期の属する年度の末日まで(治療終期が2月1日～3月31日の場合は、治療終期後、最初の5月31日まで申請可) |

※これまで市内・外問わず不妊治療に関する補助金および助成金を受けていない夫婦(事実婚を含む)が対象となります。

▶**問い合わせ** 健康づくり課☎553-0053

お知らせ 新型コロナウイルスワクチン接種



掲載内容は2月15日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。

新型コロナウイルスワクチン接種は、3月31日までとされています。ワクチン接種がお済みでない方は、早めの接種をご検討ください。4月以降については、現在、国において検討中です。国の方針が決まり次第、市ホームページや市報ぎょうだでお知らせします。

オミクロン株対応2価ワクチン接種

●オミクロン株対応2価ワクチン接種方針

| | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 接種対象 | 初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方 |
| 接種回数 | 一人1回 |
| 使用するワクチン | ファイザー社2価ワクチン(BA.1またはBA.4-5対応型)またはモデルナ社2価ワクチン(BA.1またはBA.4-5対応型) ※いずれのワクチンも、1・2回目接種対象者には使用できません。 |
| 接種時期 | 前回の新型コロナワクチン接種から3カ月以上経過後 |



●接種券

接種時期が近づきましたら市から送付します。なお、前回の接種を行田市以外で接種し、本市に転入した方などは接種券の発行申請が必要です。詳細は、市ホームページでご確認ください。

初回接種(1・2回目接種)

初回接種がまだお済みでない方は、接種をご検討ください。詳細は、市ホームページでご確認ください。



生後6カ月～4歳(乳幼児)の初回接種

生後6カ月から4歳までを対象とした新型コロナワクチンの初回接種を実施しています。さまざまな事情により、3回の接種を完了できないとしても、一定の効果は期待されますので、可能な範囲で接種をご検討ください。詳細は、市ホームページでご確認ください。



5歳～11歳(小児)の初回接種(1・2回目接種)、3回目接種

国内の新型コロナ感染者のうち子どもの感染者数は多い状況が続いています。

新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。また、今流行しているオミクロン株にも有効であることが報告されています。詳細は、市ホームページでご確認ください。



すべての接種会場

最新の情報は、市ホームページや接種券などに同封されているチラシでご確認ください。

▶注意

- ・基礎疾患をお持ちの方は、市外のかかりつけ医で接種できる場合がありますので、市外のかかりつけ医に問い合わせてください。
- ・**18歳未満の方の接種には、保護者などの同伴が必要です。**詳細は、市ホームページでご確認ください。



問い合わせ

●接種時期・場所、接種券について

行田市新型コロナワクチン接種コールセンター(相談センター)

☎556-1115

受付時間:午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日も実施)

▶**問い合わせ** 健康づくり課☎553-0053

●ワクチン接種後の副反応について

埼玉県新型コロナワクチン接種の専門相談窓口

☎0570-033-226(ナビダイヤル)

受付時間:24時間対応
(土・日曜日、祝日も実施)

●その他、ワクチン接種について

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761770(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時～午後9時
(土・日曜日、祝日も実施)